

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,176	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	39	1日につき
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2 2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	268	1回につき
A2 2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	272	
A2 2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	287	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 令和3年3月末時点で算定している場合は令和4年3月31日まで算定可能	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) 令和3年3月末時点で算定している場合は令和4年3月31日まで算定可能	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A2 8310	訪問型独自介護サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応 訪問型サービス費のイからへまでについて	(新設) 所定単位数の1/1000 加算	
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(新設) 所定単位数の24/1000 加算	

週1回程度の利用を想定する者でサービス提供回数が4回/月を超える場合に使用。

週2回程度の利用を想定する者でサービス提供回数が8回/月を超える場合に使用。
(事前に所定の様式を市に提出し、認められた場合)

週2回を超える利用を想定する者でサービス提供回数が12回/月を超える場合に使用。
(事前に所定の様式を市に提出し、認められた場合)

週1回程度の利用を想定する者は、原則的にこの単価×提供回数での請求となる。

週2回程度の利用を想定する者は、原則的にこの単価×提供回数での請求となる。

週2回を超える利用を想定する者は、原則的にこの単価×提供回数での請求となる。

事業対象者は、はじめから週3回利用できるということではなく、目標に照らし合わせて必要な回数をサービス担当者会議等で話しあい、利用回数を選択してください。
その際、プランや経過記録に設定した回数を記録してください。
計画で設定した単価×実際の利用回数での請求となります。(単価はプランに位置づけたときのものを使用する)

→ 新設
 又は赤字 → 変更